社会福祉法人昭和村社会福祉協議会　福祉用具貸出事業取扱要綱

（目　的）
第１条　この事業は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する福祉用具を貸与することで、要介護高齢者や障害者等の社会的自立の助長と本人並びに家族の負担軽減を図ると共に在宅福祉の推進を目的とする。

（対象者）
第２条　この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
（１）昭和村に居住していて身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けているか、６５歳以上の高齢者で介護を必要とする者
（２）その他会長が特に必要と認める者

（対象用具）
第３条　この事業の貸出福祉用具は次の各号の用具とする。
（１）車椅子
（２）ベッド
（３）本会所有の福祉用具で会長が認める物

（利用料）
第４条　利用料は無料とする。

（貸出期間）
第５条　貸出期間は当事業並びにその他の業務に支障のない限り原則１年以内とする。ただし、会長が特に必要と認める時はこれを延長することができる。

（貸出の申請）
第６条　第３条に規定する用具の貸出を希望する者は、別記福祉用具貸出申請書を本会会長に提出しなければならない。

（賠償責任等）
第７条　利用者の過失による福祉用具の破損に伴う修繕費等の実費は利用者の負担とする。

（その他）
第８条　この要綱に定めるほか、問題が生じた場合には両者が協議のうえ対応するものとする。

附　則　この要綱は、平成１５年２月１日から施行する。
附　則　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。